

# 11 くらし・住まいの場

## 1. 居住系サービス

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

サービス種別：共同生活援助、施設入所支援

居住系サービスの利用の方法についてはP40をご参照ください。

市内の事業所一覧はP44をご参照ください。

## 2. グループホーム家賃助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

都内にある身体障害者、知的障害者、難病患者等のグループホームに入居している方に対し、家賃を助成します。

<助成額>

対象者の所得額	手当額
月額 73,000円未満	月額 24,000円を限度
月額 73,000円以上 97,000円未満	月額 12,000円を限度

※特定障害者特別給付費の支給を受けている場合は、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とします。

## 3. 住宅設備改善費の助成

詳細はP53・61をご参照ください。

## 4. 都営住宅の入居者募集

入居者の募集は、「広報いなぎ」、市ホームページでお知らせします。また、募集期間中は、市民課窓口、市内各出張所、市内各文化センターで募集案内・申請書を配布しています。

※ 詳細は募集の際に配布される募集案内で必ず確認してください。

### ・ 都営住宅の優遇抽せん(家族向)

◆問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894  
テレホンサービス TEL 03-6418-5571

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯に対して、障害の程度等によっては、都営住宅の申込みが一般の方より有利な優遇抽せんが受けられます。

<募集時期> 5月・11月(各月上旬)

## ・ 都営住宅の入居申込み(家族向・単身者向・車いす使用者向)

◆問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894  
テレホンサービス TEL 03-6418-5571

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯及び車いす使用者向の募集があります。

<募集時期等> 家族向・単身者向 5月・8月・11月・2月(各月上旬)  
車いす使用者向 8月・2月(各月上旬)

## 5、都営住宅使用料の減免

◆問い合わせ JKK東京(東京都住宅供給公社)お客さまセンター TEL 0570-03-0071(ナビダイヤル) または TEL 03-6279-2652(一般電話)

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

<対象> ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)の方がいる世帯  
②難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

## 6、夕食の配食サービス

◆問い合わせ NPO法人 支え合う会 みどり TEL 378-8757 FAX 379-1234

食事作りが困難な家庭へ、月曜日から金曜日まで週5日間、高齢者に限らず、栄養バランスのとれた手作りの夕食を必要とする方に、1食700円でお届けします。

食費以外に年会費が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

## 7、生活福祉資金貸付制度

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 貸付担当 TEL 401-5294 (直通) FAX 378-4999

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。

申込から資金交付までは通常 1 ヶ月程度かかります。対象となる世帯や手続きの方法等、詳しくはお問い合わせください。

<対象となる費用の例>

- 学校の授業料、入学の際に必要な費用
- 出産、葬祭に必要な費用
- 住居の移転、住宅の増改築、補修などに必要な費用
- 療養に必要な費用（療養期間の見込みが 1 年以内の場合に限る。）
- 障害者用自動車、福祉用具等の購入に必要な費用
- 就職の支度、技能習得、生業を営むために必要な経費